

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号

平成26年(ワ)第14号

原状回復等請求事件

原 告 中島孝 ほか

被 告 国 ほか1名

第7準備書面

平成26年7月4日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋 渡 利 美 

被告国指定代理人

岩 崎 慎 


岩 名 勝 彦 


寺 岡 拓 也 

千 葉 健 一 


杉 山 典 子 

多賀井 満 理 

篠 原 智 仁 

林 周 作 

菊 池 憲 久 

美 崎 大 典 

佐	藤	友	弥	福
角	掛	幹	也	福
吉	田		渡	福
田	村	悠	紀	福
小	館	卓	司	小館
東	海	林	秀	一
稻	川	延	康	福
鷄	德		学	鷄德
鶴	園	孝	夫	福
武	田	龍	夫	福
泉		雄	大	福
堀	口		晋	福
村	川	正	德	福
新	垣	琢	曆	福
釵	持	尚	太	福
山	形	浩	史	福
村	田	真	一	福
足	立	恭	二	福
荒	川	一	郎	福
忠	内	巖	大	福
小	林		勝	福

渡	邊	桂	一	福
桐	原	大	輔	福
石	井	大	貴	福
高	木	駿	平	福
加	藤	彰	二	福
村	上		豊	福
金	井	貴	大	福
細	川	成	己	福
河	原		圭	福
石	崎	裕	司	福
梅	原	徹	也	福
上	田	宣	孝	福
川	原	佑	介	福
永	島	徹	也	福
黒	瀬	絢	子	福
真	先	正	人	福
石	塚	哲	朗	福
九	反田	悠	妃	福
湯	浅		翔	福
森	下		哲	福
平	尾	禎	秀	福

水 谷 努   
山 本 泰 生   
一 井 里 映   
宇都宮 勉   
大 澤 友 里 恵   
佐 藤 隼   
近 藤 慎 吾 

第1	本準備書面の骨子	1
第2	原告ら準備書面(5)に対する認否	2
1	「第1 放射線の健康影響とわが国における規制の概要」(原告ら準備書面(5) 1ページ)について	2
2	「第2 本件事故による放射性物質の飛散と環境の汚染」(原告ら準備書面(5) 25ページ)について	6
3	「第3 放射線被ばくによる健康影響のおそれ」(原告ら準備書面(5) 53ページ)について	9
第3	原告らが法的利益を侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料として求めるもののうち、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超える部分については、本件事故との相当因果関係について、特段の主張立証がない限り認められないこと	12
1	低線量被ばくによる健康影響の知見	12
2	被告国が避難を指示した区域等	16
3	中間指針等で示された精神的損害の内容	18
4	不安感や危惧感などにとどまるものは、少なくとも、本件事故との間に相当因果関係の認められる損害とはいえ、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り本件事故との相当因果関係が認められないこと	19

## 第1 本準備書面の骨子

原告らは、準備書面(5)において、放射線の健康影響等について主張する一方、放射線の健康影響そのものを問題としているのではなく、放射線の健康影響に関する情報が氾濫する中で自分や家族などの健康に影響が出るのではないかと恐れ、不安を抱かざるを得ない状態に置かれることによって、原告らの平穏な生活を送る権利（以下「平穏生活権」という。）が侵害されているなどと主張する（原告ら準備書面(5)53, 62, 63ページ, 同（被害総論1）7ページ, 同（被害総論2）32ページ, 同（被害総論3）4～7ページ）。

原告らの上記主張は、放射線の健康影響の有無・程度と損害との関係が必ずしも判然としないが、被告国は、念のため、本準備書面において、原告ら準備書面(5)に対して認否する（後記第2）。

加えて、原告らの主張する「放射線被曝による健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活を送る権利」（平穏生活権）なるものが仮に国賠法上保護された利益には当たり得るとしても、原告らが主張する精神的苦痛に対する慰謝料のうち、少なくとも、不安感や危惧感などにとどまるものは、本件事故との間に相当因果関係の認められる損害とはいえない。そのため、平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）、同年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「中間指針第一次追補」という。）、平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（以下「中間指針第二次追補」という。）及び平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化

等に係る損害について)」(以下「中間指針第四次追補」という。また、中間指針、中間指針第一次追補、中間指針第二次追補と併せて「中間指針等」という。)で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り、本件事故との間に相当因果関係が認められる損害とはいえない(後記第3)。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第2 原告ら準備書面(5)に対する認否

### 1 「第1 放射線の健康影響とわが国における規制の概要」(原告ら準備書面(5) 1ページ)について

#### (1) 「1 放射線, 放射能, 放射性物質」(原告ら準備書面(5) 1ページ)について

認める。

#### (2) 「2 放射線の測定方法」(原告ら準備書面(5) 2ページ)について

##### ア 柱書き

認める。

##### イ 「(1) 空間線量率」について

(7) 第1段落及び第2段落は認める。

(1) 第3段落は、エネルギー補償型NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによって測定された放射線がどの核種に由来するか調べることができるとの点は否認し、その余は認める。線種(α線, β線, γ線)の違いを分析するには、線種を計測可能な測定器がそれぞれ必要であり、エネルギー補償型NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、γ線のパルス(ごく短時間に流れる電流や電波)の数を数えることしかできず、γ線の核種を同定することはできない。

(4) 第4段落の第1文(「なお、…が多い。」)は認める。

第2文（「確かに、…かもしれない。」）は、「かもしれない」を除き、認める。行政庁が発表する空間線量が地上1メートルの高さで測定されたものが多いのは、成人が放射線の影響を受ける内臓が主に地上1メートルの高さにあるためであり、合理性を有するものである。

第3文（「しかし、…ではない。」）は、被告国が地上1メートルの空間線量率のみで被ばく線量を全て評価しているとの趣旨であれば、否認する。文部科学省及び独立行政法人日本原子力研究開発機構による「学校等における放射線測定の手引き」（乙B第62号証2ページ）においては、「空間線量率の計測時の注意点」として、「幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学校以下及び特別支援学校では50cm、中学校以上では1mの高さを採用」等とされ、環境省による「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン」（平成25年5月第2版）（甲B第90号証の2・1-20ページ）においては、原則として地上から1メートルの高さの空間線量率を測定するものの、「幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学校等においては50cmの高さで計測しても構いません」とされているとおり、地上1メートルの空間線量率のみで被ばく線量を全て評価しているわけではない。

ウ 「(2) 表面汚染」について

認める。

エ 「(3) 食品等固体の濃度」について

放射線濃度を除き、認める。「放射線濃度」は「放射能濃度」が正しい。

オ 「(4) 体内汚染」について

第1文（「放射性物質を…できる。」）は否認する。ホールボディカウンタによって全身の汚染濃度を調べることができる放射性物質は、γ線を放出する放射性物質に限られる。



第2文（「また，…できる。」）は認める。

第3文（「ただし，…できない。」）は，ホールボディカウンタを除き，認める。「ホールボディカウンタ」は「甲状腺モニタ」の誤りであると思われる。

(3) 「3 放射線被ばくによる健康影響のおそれ」（原告ら準備書面(5)4ページ）について

ア 「(1) 単位」から「(3) 放射線の生体への影響」について

単位のK g及び放射線汚染を除き，認める。単位の「K g」は「k g」が正しく，「放射線汚染」は「放射能汚染」が正しい。

イ 「(4) 確定的影響，確率的影響」について

認める。なお，「ア 確定的影響」の第1段落第2文（「これは，…ことによる。」）については，放射線被ばくによってDNAが切断されても，ある程度までは修復機能が有利に働くが，限界線量（しきい値）以下で臨床症状が認められないのは，低線量の放射線被ばくによって細胞が多少死滅しても，組織や臓器が正常に機能しているためである。

(4) 「4 放射線に関するわが国の規制の概要」（原告ら準備書面(5)8ページ）について

ア 「(1) ICRPの見解と国内法への導入」について

ア，イ及びエは認める。

ウの(ア)の第1段落から第3段落及び第5段落並びに(イ)及び(ウ)は認める。

(ア)の第4段落の第1文（「水晶体，…決められている。」）及び第3文（「ただし，…とされる。」）は認める。

第2文（「がん，遺伝的疾患…としている（生涯線量1Sv）。」）は，「容認できないリスクレベルの下限值に相当する線量限度」を除き，認める。

「容認できないリスクレベルの下限值に相当する線量限度」については，

正確には、1990年のICRPの勧告（乙B第63号証。以下「1990年勧告」という。）において「線量限度は、それを適用しようとする状況、すなわち行為の管理に対する”容認不可”と”耐容可”との間の領域における一つの選ばれた境界値を表して」おり、「この観点からは、“容認不可”とみなされる被ばくのレベルも、他の観点からは依然として“耐容可”であるかもしれない。」（45ページ）とされている。

イ 「(2) 放射線に関するわが国の規制の概要」について

(ア) 「ア 本件事故前の規制の概要」について

柱書きの第1段落のうち、本件事故前における我が国の放射線に関する規制として環境基本法上の基準は定められていなかったこと、及び第2段落は認める。第3段落は認否の限りではない。

平成23年3月11日時点の規定と解した上で、(ア)から(ウ)、(エ)（ただし、「経済産業大臣」（原告ら準備書面(5)15ページ末行）を除く。）、(オ)及び(カ)において、原告らが引用又は要約する内容の法律及び規則の規定が定められているという限度で認める。「経済産業大臣」（原告ら準備書面(5)15ページ末行）は「文部科学大臣」が正しい。

その余は否認ないし争う。(イ)のbの第2段落について、環境基本法13条は、放射性物質による大気の汚染等は、原子力基本法及びその体系下の法律（炉規法、放射性障害防止法等）で既に防止のための措置が執られているため、これらの防止措置については、それらの法律によって行うことを規定したものである。

(イ) 「イ 本件事故後の規制の概要」について

柱書きの第1段落は否認する。第2段落は認否の限りではない。

平成25年末時点の規定と解した上で、(ア)から(カ)において、原告らが引用する法律、省令及び規則の規定並びに基本方針及びガイドラインが定められているという限度で認める。なお、放射性物質汚染対処特措

法32条1項に基づく汚染状況重点調査地域の指定及び同法36条1項に基づく除染実施計画を定める区域の指定における要件は、原告らが引用するとおり、汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令4条あるいは同5条において「一時間当たり〇・二三マイクロシーベルト未満の放射線量」と定められ、年間の追加被ばく線量1mSvから、安全の余裕を見込んだ換算式により算出したものであるが、同要件は、飽くまで汚染状況重点調査地域及び除染実施計画を定める区域を指定するための基準であって、線量限度を定めたものではない。

2 「第2 本件事故による放射性物質の飛散と環境の汚染」(原告ら準備書面(5)25ページ) について

(1) 「1 本件事故による放射性物質の放出」(原告ら準備書面(5)25ページ) について

ア 「(1) 政府公式発表による放射性物質放出量」は認める。

イ 「(2) 放射能汚染の態様」は、原告らの評価であり、認否の限りでない。

(2) 「2 本件事故による放射性物質の飛散による環境の汚染」(原告ら準備書面(5)25ページ) について

ア 「(1) 自然放射線による被ばく源および被ばく量」について

自然放射線による被ばく線源の分類を除き、認める。正確には、自然放射線による被ばく線源は、吸入摂取(ラドンガス)、外部地上(地球起源の放射源)、経口摂取、宇宙放射線(大気圏外で起こった放射源)に分けられ、それぞれ、1.26mSv、0.48mSv、0.29mSv、0.39mSvであり、合計約2.4mSvである(乙B第64号証4ページ表1)。

イ 「(2) 本件事故前の空間放射線量」及び「(3) 本件事故後の空間放射線量の推移(概要)」について

原告らが引用する環境汚染の各調査が行われ、結果が公表されたこと、

及び調査結果の内容は認める。なお、本件事故後、徐々に放射線の空間線量が減少しているが（「東京電力福島第一原子力発電所事故から30か月後の航空機モニタリングによる空間線量率について」（乙B第65号証））、物理的減衰から推定される割合を超えて減少しており、除染、ウェザリング効果（放射性物質の物理的減衰以外の風雨などの自然要因による減衰）等により、放射線量が減少していることがうかがわれる。

(3) 「3 本件事故による放射性物質の飛散による土壌等の汚染」（原告ら準備書面(5)30ページ）について

ア 「(1) 全国各地への放射性セシウム降下量」について

文部科学省が原告らが引用する放射性セシウム降下量の調査を行い、結果が公表されたこと、及び調査結果の内容は認める。

イ 「(2) 土壌汚染」について

原告らが引用する放射性セシウムによる土壌汚染の各調査が行われたこと、調査結果の内容（ただし、次に指摘する点を除く。）、及び浅見輝男氏が甲B第64号証において原告らの主張と同様の記述をしていることは認める。

ただし、イ(ア)の「福島県は、会津地域の一部を除いて、1万～300万Bq/m<sup>2</sup>以上の汚染地になっている。」（原告ら準備書面(5)31ページ9行目から10行目まで）との点は、会津地域以外にも福島県中通りの南部地域などに1万Bq/m<sup>2</sup>以下の地域があり、不正確である。また、浪江町の一部は福島第一発電所から半径10キロメートル以内であるため測定結果が得られていない（甲B第62号証番号46）。

ウ 「(3) 放射性セシウムによる河川・湖沼・沿海底質の汚染」について

原告らが引用する河川等の放射性セシウム濃度の調査が行われたこと（ただし、次に指摘する点を除く。）、調査結果の内容（ただし、次に指摘する点を除く。）、及び浅見輝男氏が甲B第64号証において原告らの主

張と同様の記述をしていることは認める。

ただし、アの第2段落中「2012（平成24）年2月」は、「2012（平成24）年3月」が正しい。なお、環境省は、同月まで、福島県の河川のみを対象とした調査の結果を2回公表している。また、イの第3段落中、「試料採取数」は、「試料採取地点数」が正しい。原告の主張に係る試料採取地点数のうち、浜通り、中通り及び会津地域の河川における地点数、これらを合計した地点数並びにその他の沿岸地域における地点数は正しいが、それ以外は誤りである。なお、環境省においては、4回目以降も福島県内の公共用水域における放射性物質の測定を行い、結果を公表している。

エ 「(4) 放射性セシウム等による食品、飼料および肥料・土壌改良資材等の汚染」について

平成24年3月15日付けで食品衛生法に基づく省令が改正され、放射性セシウムの規格基準値が定められたこと、各種食品の調査が行われたこと（調査結果の根拠が明らかにされていないものを除く。）、調査結果の内容、及び浅見輝男氏が甲B第64号証において原告ら主張と同様の記述をしていることは認めるが、個別の原告らが土壌汚染や食品の摂取等により被ばくしたか否かについては不知。原告らが引用する新聞記事は、内容が確認できないため、不知。

なお、福島県以外で生産された米（イ(ウ) b）については、平成24年11月には、京都府城陽市産の玄米の調査結果が公表されている（乙B第66号証の1「1 食品の放射性物質検査について」No.964）。また、同年9月には、青森県三戸町産、同県鯉ヶ沢町産、同県板柳町産、同県黒石市産等の玄米（乙B第66号証の2「1 食品の放射性物質検査について」No.58, 60, 61, 63等）、茨城県日立市産、同県常陸太田市産等の玄米（乙B第66号証の3「1 食品の放射性物質検査について」No.

135～152), 秋田県潟上市産, 同県大潟村産, 同県美郷町産, 千葉県習志野市産, 同県船橋市産等の玄米(乙B第66号証の4「1 食品の放射性物質検査について」No.180～183, 571～576等)の調査結果も公表されている。さらに, 同年10月には, 京都府南丹市産等の玄米の調査結果も公表されている(乙B第66号証の5「1 食品の放射性物質検査について」No.617等)。

以上のとおり, 甲B第64号証の内容は不正確である。

3 「第3 放射線被ばくによる健康影響のおそれ」(原告ら準備書面(5)53ページ)について

(1) 「1 本質的に問題とすべきこと」(原告ら準備書面(5)53ページ)について

原告らの意見であり, 認否の限りでない。

(2) 「2 低線量被ばくに基づく健康影響についての各種の知見」(原告ら準備書面(5)54ページ)について

ア 「(1) はじめに」について

認める。100mSvを超える放射線に被ばくした場合にがん発症リスクが増加することが知られているものの, 100mSv以下のリスクは未解明である。そのため, 100mSvを超えるか否かで健康影響のリスクの考え方が異なっている。

イ 「(2) 閾値はないとする見解」について

(7) ア, イ, ウのうち(ア)から(オ), (キ)及び(ク)は, 各組織や機関が原告らが引用する見解を示していることは認める。ただし, ICRPは, 放射線防護措置に関して世界的な科学者, 専門家から構成され, 最も権威がある国際機関であるが, ICRPにおいては, ECRRの見解は取り上げられていない。

なお, LNTモデルは, 後記第3のとおり, 科学的に証明された真実

として受け入れられているのではなく、飽くまで公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている仮説である。また、チェルノブイリ事故による一般公衆に対する影響については、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）等の国際機関において認められているのは、小児甲状腺がんのみである。すなわち、UNSCEARの2008年報告書においては、「1986年に事故関連の放射線被ばくを受けた小児あるいは青少年であった人々のなかで、甲状腺がん罹患のかなりの増加が、ベラルーシ、ウクライナ、およびロシア連邦の被害が大きかった4地域で観察された。1991-2005年の期間に、6,000症例以上が報告され、(中略)甲状腺がんの罹患はこの集団(中略)で増加し続けているが、2005年までに死に至ったのは15症例のみであった。」とする一方、「一般公衆においては、放射線被ばくに起因しうるその他のいかなる健康影響についても一貫した証拠は今日までない。」とされている(乙B第64号証17ページ)。

(イ) ウ(カ)は否認する。原告らが引用する「原子力発電施設等放射線業務従事者等に係る疫学的調査」(乙B第67号証)の調査対象者は、「原子力発電施設、原子力研究開発施設等に従事した放射線業務従事者および従事している放射線業務従事者」(7ページ)であり、原告らのいう「原発労働者」という表現は、調査対象者の特定として正確でない。また、調査結果は、「全死因のSMR(引用者注:標準化死亡比。年齢、暦年で調整した、観察死亡数と、全日本人男性死亡率から算出した期待死亡数との比のこと。)(95%信頼区間\*1)は、1.01(0.99-1.03)で、全日本人男性の死亡率に比べて有意差は認められなかった。」

---

\*1 標本抽出を繰り返して、その都度信頼区間を計算した時、推計学的に100回のうち95回位は真の値を含んでいる範囲

(乙B第67号証35ページ, 甲B第49号証)と記載され, 総合評価として, 「低線量域の放射線が悪性新生物の死亡率に影響を及ぼしている明確な証拠は認められなかったと言える。」「今回認められた白血病を除く全悪性新生物の死亡率と累積線量との有意な関連は, 生活習慣等の交絡による影響の可能性を否定できない。」(乙B第67号証72ページ)とされている。

ウ 「(3) ペトカウ効果」について

原告らが主張するような見解が主張されていることは認める。しかし, 米国科学アカデミー研究審議会の電離放射線の生物影響に関する委員会(BEIR)においては, 「ペトコウらの実験結果自体は, 科学的に認められるものであるけれども, モデル細胞膜で観察された放射線損傷が, 生体の細胞膜でも同様に起こるかどうかは明かでなく, また, 細胞膜の損傷が放射線による発がんや自己免疫疾患に直接結びついているという証拠はない上に動物実験でも低線量, 低線量率で発がん誘発率が高くなるという結果は認められていないので, 更に研究が必要である」とされており(乙B第68号証2枚目), ICRPでも取り上げられていない見解である。

エ 「(4) 胎児, 子どもへの影響」について

一般論として小児(15歳以下)は成人に比べて放射線に対する感受性が高いと考えられていることは認める。

オ 「(5) まとめ」について

争う。

(3) 「3 放射線の健康影響に関する情報について」(原告ら準備書面(5)62ページ)について

原告らが引用する新聞や雑誌に原告らが主張する見出しが記載されていること, 原告らが主張する書籍が出版されていること, インターネットに原告らが主張する記事が掲載されたこと, 本件事故後に米国などが自国民に避難



勧告を出し、大使館が一時閉鎖されたことは認め、その余は争う。

(4) 「4 本件被害は、世界的にも権利の侵害と認められている」(原告ら準備書面(5)70ページ)について

(2)から(5)までにおいて原告らが引用する内容が文献に記載されていることは認め、その余は争う。

原告らは、「チェルノブイリ事故後、追加被ばく線量が5 mSv/年以上の地域の住民は、強制退去させられ、追加被ばく線量1 mSv/年以上の地域の住民には、自発的に移住できる権利及び移住に関わる補償を受ける権利が認められている」のであり、原告らについても「チェルノブイリ事故当時の住民保護条件と比し、充分保護されて然るべき」と主張する(原告ら準備書面(5)72, 73ページ)。しかしながら、IAEA等国际機関においては、チェルノブイリ原子力発電所事故当時の措置は過大であったと評価されており、ロシアでは、同事故の経験を踏まえ、1996年に新しい基準を採用し、長期的措置においては1年目で50 mSvを移転が不要とする基準としていることからすれば(丙B第5号証11, 12ページ)、原告らについてチェルノブイリ発電所事故当時と同様に保護されてしかるべきであるとはいえない。

第3 原告らが法的利益を侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料として求めるもののうち、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超える部分については、本件事故との相当因果関係について、特段の主張立証がない限り認められないこと

1 低線量被ばくによる健康影響の知見

(1) 100 mSv以下では発がんリスクの増加を証明することは難しいとされていること

放射線に起因するがん発症の確率は、線量におよそ比例して線量の増加分

とともに上昇するとされているが（乙B第63号証6ページ）、この確率的影響は、100mSvを超えると発がんリスクが増加するものの、100mSv以下では発がんリスクの増加を証明することは難しいとされている。

この点は、平成23年12月22日付け「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（丙B第5号証）にも、「広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている。国際的な合意では、放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」と記載されている（4ページ）。なお、ここでいう100mSvの被ばくについての評価は、短時間に被ばくした場合の評価であるが、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100mSvを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている（同ページ）。

- (2) 1990年勧告は、職業被ばくについて、5年間の平均値が年当たり20mSv（5年間に100mSv）、生涯実効線量が1Svを超えないことを線量限度としたこと

また、職業被ばくに関するものではあるが、長期間の低線量被ばくによる発がんリスクを考える上では、信頼できる統計データに基づいて1990年勧告が示した職業被ばくの線量限度が参考になる。

1990年勧告（乙B第63号証）は、職業被ばくの場合の制限線量を、47年という就労期間にわたり一様に受ける生涯線量又は作業の各年に受ける年線量とし、被ばくの耐容性の程度として、容認不可（いかなる合理的な

根拠に基づいても被ばくを受け入れることができないことを示すもの) と耐容可 (歓迎されないが合理的に耐えられることを意味するもの) との間の領域における境界値を示すこととし、全就労期間にわたり毎年受ける年線量としての各試行値を定め、この年線量に対する連続均等被ばくの結果を検討している (44, 45 ページ)。ここで検討の対象とされたのは、その46ページの「表5 作業者集団の被ばくによる損害の諸属性」における年齢別の計算結果に基づき算出されたデータであり、この表5によれば、年実効線量の試行値は、10 mSv, 20 mSv, 30 mSv, 50 mSvとされ、全ての作業年にこの年線量を受けるとの前提で、それぞれに47を乗じると、概算で0.5 Sv, 1.0 Sv, 1.4 Sv, 2.4 Svとなり、各寄与死亡の確率 (がんによる死亡の確率) は1.8パーセント, 3.6パーセント, 5.3パーセント, 8.6パーセントとされている。

その上で、1990年勧告 (乙B第63号証) は、いかなる1年間にも実効線量は50 mSvを超えるべきではないという付加条件付きで、5年間の平均値が年当たり20 mSv (5年間に100 mSv)、生涯実効線量が1 Svを超えないことを線量限度とした (48, 49 ページ)。上記の表5のとおり、この生涯実効線量1 Svを前提とすると、「寄与死亡の確率」は3.6パーセントとなり、がんによる死亡の確率が約50年で3.6パーセント上昇することを意味する。

1990年勧告 (乙B第63号証) は、上記の実効線量の制限について、「経済的および社会的要因を考慮に加えたうえ合理的に達成しうるかぎり低いレベルの線量の達成を目指す、防護体系の一部を構成」し、「計画的な職業被ばくが、ちょうどぎりぎり耐えうると合理的にみなすことのできる点を表している」と位置づけ、この「実効線量の制限により、実効線量が限度値で長期間続いたと仮定しても、ほとんどすべての組織・臓器に確定的影響を起ささないことは確実である。」としている (50 ページ)。

上記の線量限度は、職業被ばくに関するものではあるが、被ばくによるがん発症リスクの確率的影響についても、容認できる上限の数値を示したものとみることができる。

そして、このように長期被ばくの線量限度を定量的に示した信頼度の高い調査報告は、他には見受けられない。

(3) 国際的な放射線防護の考え方はより安全サイドに立って、緊急時被ばく状況の放射線量レベルを20mSvから100mSvとしたこと

上記で述べたような放射線の人体に対する影響が、これまで科学的に証明されているが、他方で、放射線防護の立場においては、低線量被ばくであっても、直線的にリスクが増加するという考え方が採用されており、1990年勧告は、「約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定」(LNTモデルと呼ばれる仮説である。)を前提としている。

国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告(甲B第39号証。以下「2007年勧告」という。)は、この仮定を基に、被ばくの状態を、年間20~100mSv、年間1~20mSv、年間1mSv以下の3つのタイプに分類している(57~59ページ)。

しかしながら、2007年勧告(甲B第39号証)には、「LNTモデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的/疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく(中略)。低線量における健康影響が不確実であることから、委員会は、公衆の健康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けたごく小さい線量に関連するかもしれないがん又は遺伝性疾患について仮想的な症例数を計算することは適切ではないと判断する(中略)。(17ページ)と記

載されている。このように、LNTモデルの仮説は、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、飽くまで公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものである（丙B第5号証8ページ）。

リスクの程度としてみれば、例えば、日本国内では、自然放射線のレベルが年平均1.5mSvであり、生涯を80年とすれば自然放射線を120mSv被ばくすることになるが、地域によっては、年間で0.3～0.4mSvの差があり、生涯に30mSv程度の被ばくの差が生じる場合もある（島田義也ほか「低線量放射線の人体影響を考察する」（乙B第69号証23, 24ページ））。また、世界の高自然放射線地域の一つであるインドのケララ地方住民の疫学調査では、蓄積線量が500mSvを超える集団であっても、発がんリスクの増加は認められないとされており（丙B第5号証4ページ）、この点については、上記島田ほか（乙B第69号証）においても、インドのケララ州は、高いところでは年間16mSvの被ばく線量となるが、住民のがん死亡の過剰相対リスクは積算線量が600mSvでも増加していないとされ、このデータは、がん登録がしっかりしており、比較的信頼できるものであると指摘されている（同号証25ページ）。また、年間20mSv被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、日常生活においてごく普通に見られる生活習慣等に伴う発がんリスク（喫煙（1000～2000mSvのリスクと同等）、肥満（200～500mSvのリスクと同等）、野菜不足（100～200mSvのリスクと同等））と比べても低いものである（丙B第5号証9, 10ページ）。

## 2 被告国が避難を指示した区域等

被告国は、福島第一発電所から半径20km圏内、被告東電の福島第二原子力発電所（以下「福島第二発電所」という。）から半径10km圏内の区域について、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の避難を指示した（以下、この区域を「避難区域」という。）。なお、平成23年4月21日に、

福島第二発電所の半径10km圏内から半径8km圏内に縮小し、同月22日には、福島第一発電所の半径20km圏内を「警戒区域」に設定している。また、被告国は、福島第一発電所から半径20kmから30km圏内の区域について、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の屋内退避を指示した（以下、この区域を「屋内退避地域」という。）。なお、平成23年4月22日、後述の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指定に伴い、この区域指定が解除されている。

また、被告国は、原災法に基づき、福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年以内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域について、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した（以下、この区域を「計画的避難区域」という。）。また、原災法に基づき、福島第一発電所から半径20km以上30km圏内の区域から計画的避難区域を除いた区域のうち、常に、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること、及び、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域について、各地方公共団体の長に対し、緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した（以下、この区域を「緊急時避難準備区域」という。）。さらに、計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない、本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点について、被告国が住居単位で設定して、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援、促進を行うことを表明した（以下、この地点を「特定避難勧奨地点」という。）。

なお、南相馬市は、独自の判断により、避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域を除いた区域について、住民に対し、一時避難を要請した。

これらの区域設定は、前記1で述べた低線量被ばくに関する知見を基に、被

告国が行ったものである。

### 3 中間指針等で示された精神的損害の内容

被告国は、前記2で行った区域設定を前提に、原賠法に基づき被告東電が賠償を行うに当たり原子力損害の範囲に関する考え方を示した中間指針及び中間指針第二次追補において、前記2の被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内（以下、これらの区域を併せて「避難指示等対象区域」という。）の者について、自動車損害賠償責任保険における慰謝料や民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準による期間経過に伴う慰謝料の変動状況を参考に損害額の基準を示した。すなわち、本件事故から6か月間（第1期）は1人月額10万円（避難所等において避難生活をした期間は1人月額12万円）、その後の避難指示区域見直しの時点まで（第2期）は1人月額5万円、その後の終期までは避難指示解除準備区域、居住制限区域に設定された地域は1人月額10万円、帰還困難区域に設定された地域については1人600万円とした。

加えて、被告国は、中間指針第四次追補において、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害に対する賠償金額の基準を示した。すなわち、①帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、中間指針第二次追補で示した1人600万円に1000万円を加算し、600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額、それ以外の地域については、引き続き1人月額10万円とした。

また、被告国は、避難指示等対象区域以外の、放射線量が20mSvを下回る区域においても、福島第一発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、被告国や地方公共団体から発表された放射線量に関する情報、居住する市町村の自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案し、一般人が放射線被ばくへ

の恐怖や不安を抱くこともあると考えられることを踏まえ、損害賠償の対象とすることとし、その金額の基準を示した。すなわち、福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内（以下「自主的避難対象区域」という。）の者についても、中間指針第一次追補において、具体的損害額を、身体的損害を伴わない裁判例等を参考にしつつ、子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等を一定程度勘案し、自主的避難等対象者の本件事故発生当初の時期の損害として1人8万円とした（ただし、子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円とした。）。

- 4 不安感や危惧感などにとどまるものは、少なくとも、本件事故との間に相当因果関係の認められる損害とはいえず、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り本件事故との相当因果関係が認められないこと

原告らは、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」（平穏生活権。訴状82ページ）が侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料として、平成23年3月11日から平成25年3月10日までの24か月間の慰謝料として120万円（1か月当たり5万円）、将来発生し得る慰謝料として月額5万円を請求し、あるいは、ふるさとを喪失したことに対する慰謝料として、2000万円を請求している。

この点、前記3のとおり、被告国は、100mSv以下では発がんリスクの増加を証明することが難しいとされるものの、公衆衛生上の安全サイドに立って採用された仮説を基に、それほど健康影響が大きいとはいえない20mSvという低線量の放射線量を1つの基準として、避難指示区域を設定したものである。そして、被告国は、これを踏まえて、避難指示等対象区域内の人々に対する損害の範囲に関する考え方を示し、しかも、当該区域内の人々にとどまることなく、福島第一発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、居住



する市町村の自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案して、可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、損害の範囲についての考えを示している。すなわち、一定区域において自主的避難等をした人々についても、それらの人々に生じた「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」や「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」について、一定の範囲で賠償すべき損害に含まれるとの考えを示しているのである。

もとより、本件事故と自主的避難等に係る損害との相当因果関係の有無は、最終的には個々の事案ごとに判断されるべきものであり、本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象となるものではない。仮に、原告らの主張する「放射線被曝による健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活を送る権利」(平穏生活権)なるものの中に、国賠法上保護された利益に当たるものが含まれているとしても、前記のような低線量の放射線量の影響等を踏まえて、中間指針等において示された避難対象区域、避難指示等対象区域のほか、可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から設定された、自主的避難対象区域の考え方等に照らせば、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り、相当因果関係は認められないというべきである。少なくとも、原告らが主張する慰謝料の根拠とする精神的苦痛のうち、不安感や危惧感にとどまるものは、本件事故との相当因果関係の認められる損害として賠償の対象とはなり得ないというべきである。

以上

(用語の説明)

95%信頼区間：標本抽出を繰り返して、その都度信頼区間を計算した時、推計学的に100回のうち95回は真の値を含んでいる範囲

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	2	
福島第一発電所	相被告東京電力株式会社の福島第一原子力発電所	答弁書	2	
福島第一発電所事故 又は 本件事故	相被告東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	平成25年 11月1日付 け
放射性物質汚染 対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	答弁書	2	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	10	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	13	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	13	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	29	
昭和36年長期計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	30	
昭和42年長期計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	31	
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	32	
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	32	
昭和53年長期計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	33	
昭和57年長期計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	34	
昭和62年長期計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	35	

平成6年長期計画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		38
平成12年長期計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	答弁書		38
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	第1準備書面		8
東電事故調査最終報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」	第1準備書面		10
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	第1準備書面		11
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	第2準備書面		1
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第2準備書面		5
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）	第2準備書面		5
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第2準備書面		7
保安院	原子力安全・保安院	第2準備書面		11
本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第2準備書面		12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第2準備書面		13
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	第2準備書面		14
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第2準備書面		15
昭和39年原子炉立地審査指針	原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	第2準備書面		17
昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	第2準備書面		17

訴状	平成25年3月11日付け訴状	第2準備書面	21
地震本部	地震調査研究推進本部	第2準備書面	21
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第2準備書面	23
平成13年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成13年改訂後平成18年改訂前のもの)	第2準備書面	24
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年改訂後のもの)	第2準備書面	28
O. P.	小名浜港工事基準面	第2準備書面	31
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第3準備書面	4
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第3準備書面	4
延宝房総沖地震津波評価技術	1677年11月の房総沖の地震 原子力発電所の津波評価技術(土木学会原子力土木委員会)	第3準備書面 第3準備書面	10 13
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第3準備書面	27
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った貞観地震によって到来した津波	第3準備書面	30
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第3準備書面	33
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第3準備書面	35
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第3準備書面	39
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第3準備書面	39
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第3準備書面	39
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第3準備書面	39
佐竹ほか(2008)	石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)	第3準備書面	54
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波, 地質・地盤合同ワーキンググループ	第3準備書面	55

本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第3準備書面	55
緊急実施基本方針	原子力災害対策本部が平成21年8月26日に定めた「除染に関する緊急実施基本方針」	第4準備書面	4
裁判所釈明事項	第5回口頭弁論調書別紙2「釈明事項」記載の釈明事項	第5準備書面	1
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	第5準備書面	15
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	第5準備書面	29
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第5準備書面	31
ミドリ十字	株式会社ミドリ十字	第5準備書面	40
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第5準備書面	48
第5回裁判所釈明事項	第5回口頭弁論調書別紙2「釈明事項」記載の釈明事項	第6準備書面	2
第6回裁判所釈明事項	第6回口頭弁論調書別紙2「釈明事項」記載の釈明事項	第6準備書面	2
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第6準備書面	2
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第6準備書面	3
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第6準備書面	3
宅建業法	宅地建物取引業法	第6準備書面	4
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第6準備書面	9
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第6準備書面	13
バックチェックルール	新耐震設計審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について	第6準備書面	43
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）	第6準備書面	60

技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）	第6準備書面	60
重大事故等が発生した場合における著しい炉心損傷等	重大事故等が発生した場合における炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷	第6準備書面	62
平穏生活権	平穏な生活を送る権利	第7準備書面	1
中間指針	平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」	第7準備書面	1
中間指針第一次追補	平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」	第7準備書面	1
中間指針第二次追補	平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」	第7準備書面	1
中間指針第四次追補	平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」	第7準備書面	1
中間指針等	中間指針，中間指針第一次追補，中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補	第7準備書面	2
1990年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）の1990年勧告	第7準備書面	5
2007年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告	第7準備書面	15
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第7準備書面	16
避難区域	被告国が，原災法に基づき，各地方公共団体の長に対し，住民の避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km圏内，福島第二発電所から半径10km圏内の区域）	第7準備書面	16

屋内退避地域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の屋内退避を指示した区域（福島第一発電所から半径20kmから30km圏内の区域）	第7準備書面	17
計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年以内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域）	第7準備書面	17
緊急時避難準備区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以上30km圏内の区域から計画的避難区域を除いた区域のうち、常に、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること、及び、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域）	第7準備書面	17
特定避難勧奨地点	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない、本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点	第7準備書面	17
避難指示等対象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内	第7準備書面	18
自主的避難対象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内	第7準備書面	19

特に断らない限り答弁書とは、平成25年7月5日付け答弁書を指す。